

改 正 後	改 正 前
令和 5 年 4 月 27 日 制定 (国空無機第 12045 号) 令和 7 年 3 月 05 日 改正 (国空無機第 63283 号) <u>令和 7 年 12 月 9 日 改正 (国空無機第 287750 号)</u>	令和 5 年 4 月 27 日 制定 (国空無機第 12045 号) 令和 7 年 3 月 05 日 改正 (国空無機第 63283 号)
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領	無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領
<p>無人航空機操縦者身体検査証明書又は無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第 29 号の 10 様式又は第 29 号の 12 様式。以下「無人航空機操縦者身体検査証明書等」という。）の別紙（無人航空機操縦者身体検査証明書等に添付する書類の様式。以下「別紙」という。）の提出にあたり、無人航空機操縦者身体検査証明又は身体適性検査証明の申請者は、下記 1. から 4. までに従って、別紙における既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、その他参考になる事項等（以下「既往歴等」という。）に係る自己申告の内容を確認すること。</p> <p>また、医師<u>又は医療機関</u>は、下記 5.、6. に従うこと。</p>	<p>無人航空機操縦者身体検査証明書又は無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第 29 号の 10 様式又は第 29 号の 12 様式。以下「無人航空機操縦者身体検査証明書等」という。）の別紙（無人航空機操縦者身体検査証明書等に添付する書類の様式。以下「別紙」という。）の提出にあたり、無人航空機操縦者身体検査証明又は身体適性検査証明の申請者は、下記 1. から 4. までに従って、別紙における既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、その他参考になる事項等（以下「既往歴等」という。）に係る自己申告の内容を確認すること。</p> <p>また、医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関（身体適性検査に限る。以下、この要領において同じ。）</u>は、下記 5.、6. に従うこと。</p>
<p>記 (申請者)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 記入した自己申告確認書（1. のチェックリストを含む）を別紙に添えて、医師<u>又は医療機関</u>に申請すること。</p>	<p>記 (申請者)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 記入した自己申告確認書（1. のチェックリストを含む）を別紙に添えて、医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>に申請すること。</p>
<p>(医師<u>又は医療機関</u>)</p> <p>5. 医師<u>又は医療機関</u>は、問診時に提出された自己申告確認書の内容に沿って、既往歴等の確認を行うこと。</p>	<p>(医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>)</p> <p>5. 医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>は、問診時に提出された自己申告確認書の内容に沿って、既往歴等の確認を行うこと。</p>
<p>6. (略)</p>	<p>6. (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>別添2 (無人航空機操縦者身体適性検査（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25kg 未満についての限定をしないものに限る。））申請者用）</p> <p>申請者は事前に本紙に基づいて確認を行い、別紙と一緒に医師又は医療機関に提出すること。</p>	<p>別添2 (無人航空機操縦者身体適性検査（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25kg 未満についての限定をしないものに限る。））申請者用）</p> <p>申請者は事前に本紙に基づいて確認を行い、別紙と一緒に医師、医療機関又は登録更新講習機関に提出すること。</p>
<p>(医師・医療機関) _____ 殿</p>	<p>(医師・医療機関又は登録更新講習機関) _____ 殿</p>
<p>無人航空機操縦者身体適性検査証明書 自己申告確認書</p> <p>今回の無人航空機操縦者身体適性検査証明書の交付申請において自己申告を行うにあたり、下記について確認しました。</p> <p>記</p> <p>1. 無人航空機操縦者身体適性検査を適正に実施するためには、申請者の既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等についての正しい申告が極めて重要であることを理解し、無人航空機操縦者身体検査証明書等別紙記入要領（令和5年4月27日制定国空無機第12037号）及び別添チェックリストに従って、正しい自己申告を行いました。</p> <p>2. 虚偽等不正の手段による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の取得や、不適合が疑われる身体状態での無人航空機の操縦は、航空法第132条の53の規定により技能証明の取消を含む処分の対象となるほか、同法第157条の9の罰則（50万円以下の罰金）の対象となる場合があることについて確認しました。</p> <p>記入年月日 20 年 月 日</p> <p>技能証明 申請者番号</p>	<p>無人航空機操縦者身体適性検査証明書 自己申告確認書</p> <p>今回の無人航空機操縦者身体適性検査証明書の交付申請において自己申告を行うにあたり、下記について確認しました。</p> <p>記</p> <p>1. 無人航空機操縦者身体適性検査を適正に実施するためには、申請者の既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等についての正しい申告が極めて重要であることを理解し、無人航空機操縦者身体検査証明書等別紙記入要領（令和5年4月27日制定国空無機第12037号）及び別添チェックリストに従って、正しい自己申告を行いました。</p> <p>2. 虚偽等不正の手段による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の取得や、不適合が疑われる身体状態での無人航空機の操縦は、航空法第132条の53の規定により技能証明の取消を含む処分の対象となるほか、同法第157条の9の罰則（50万円以下の罰金）の対象となる場合があることについて確認しました。</p> <p>記入年月日 20 年 月 日</p> <p>技能証明 申請者番号</p>

改 正 後	改 正 前
<p>申請者氏名</p> <p>個人情報の取扱いに関する同意について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 医師<u>又は医療機関</u>が私の既往歴、医薬品の使用歴等を確実に把握するため、必要と認めた場合は、私の職場、日常の健康管理担当医師、家族等から所要の情報を入手することに同意します。</p> <p>※□欄：同意する場合は「〇」、同意しない場合は「×」 なお、同意しない場合は、理由を添えて医師<u>又は医療機関</u>にご相談ください。</p>	<p>申請者氏名</p> <p>個人情報の取扱いに関する同意について</p> <p><input type="checkbox"/> 医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>が私の既往歴、医薬品の使用歴等を確実に把握するため、必要と認めた場合は、私の職場、日常の健康管理担当医師、家族等から所要の情報を入手することに同意します。</p> <p>※□欄：同意する場合は「〇」、同意しない場合は「×」 なお、同意しない場合は、理由を添えて医師、<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>にご相談ください。</p>

附 則（令和7年12月9日）
本要領は、令和7年12月9日から適用する。